

北信高等学校体育連盟表彰規定

- 第1条 この規定は北信高等学校体育連盟（以下連盟という）の向上と発展に尽力し、その功績が顕著であった者を表彰するために定めたものである。
- 第2条 前条の目的を達成するために表彰委員会（以下委員会という）を設ける。
- 第3条 委員会の構成は次のとおりとし、連盟の会長がこれを招集する。
委員長（理事長）、事務局長及び事務局幹事とする。
- 第4条 委員長は委員会を代表し会議を統轄する。委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 第5条 委員会は連盟、各学校、各委員会および各専門部より推薦を受けた者について審議し、表彰を受ける候補者を選考する。
- 第6条 表彰を受ける者は次のいずれかに該当する者であることを要す。
1. 連盟の向上、発展に尽力し、特に功績が大であった者。
2. 全国高等学校総合体育大会・長野県大会およびこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた生徒もしくはチーム。
3. 上記2に該当する優秀選手あるいはチームを多年にわたり指導育成した者。
- 第7条 表彰者は委員会において選考し、年度末の理事会、評議員会の承認を得て決定する。
- 第8条 本規定の変更は評議員会において決定する。
- 第9条 この規定の実施は別に定める細則による。

北信高等学校体育連盟表彰規定細則

1. 表彰の対象
加盟校の教職員及び生徒、並びに連盟会長及び学校長が委嘱した者とする。
2. 功労者の表彰〔功労章〕
 - ア)連盟の会長、理事長としてその責務を果たした者。
 - イ)連盟の専門委員長として通算6年以上その責務を果たした者。
(但し、原則退任年度に表彰をおこなう。)
 - ウ)前項以外で委員会がこれに準ずる功績があったと認める者。
(委員長・専門委員・競技役員・事務局)
3. 優秀選手の表彰〔栄光章〕
優秀な成績を収めた者とはその年度において次のいずれかに該当する者をいう。
但し、長野県高等学校体育連盟より表彰を受けた者は除く。

団体 イ、県内12チーム以上実施数を擁する団体チーム

- 1)長野県高等学校総合体育大会優勝チーム
- 2)長野県高等学校新人体育大会優勝チーム
- 3)北信越高等学校体育大会優勝・準優勝チーム
- 4)全国高等学校総合体育大会8位以内チーム

ロ、県内12チーム未満実施数を擁する団体チーム

- 1)北信越高等学校体育大会優勝・準優勝チーム
- 2)全国高等学校総合体育大会8位以内チーム

注) 国体の団体(リレー等を含む)は上記に該当しない。

個人 1)北信越高等学校体育大会優勝者

2)全国高等学校総合体育大会8位以内入賞者

3)国民体育大会8位以内入賞者

4)県高校新記録樹立者

注) その他、栄光章に値すると思われる成績を残した者は審議の対象とする。
なお、栄光章については各学校よりの連絡において事務局で表彰者名簿を作成する。※リレーは、個人別に表彰しない。

4. 優秀指導者の表彰 [指導功績章]

ア)前項の選手、チームを育成した者。(1つの栄光章に対し1人の指導者とする)

イ)上記以外で多年にわたり優秀選手並びにチームを指導育成し、規定第5条により推薦を受けた者。

ウ)表彰は1回だけとする。

表彰に関する申し合わせ事項

1. 生徒の表彰について

年度末の全校集会などのおりに当該校長より表彰する。

2. 役員の表彰

4月の全体会で連盟の会長より表彰する。

3. 推薦用紙は北信高体連HPよりダウンロードする。

4. その他

- ・功労章は、その専門部と役員の功績に対して行う。
- ・規定第6条の文章の多年とは2年以上にわたり指導したものとする。
- ・北信越新人大会は対象としない。
- ・リレー競技については、個人表彰の規定細則により、チーム表彰とする。

平成 3年12月20日制定 平成21年12月 1日改定

平成13年 4月10日改定 令和 5年12月14日改定

平成14年 2月22日改定 令和 6年12月12日改定

平成16年 7月 6日改定

平成17年 2月18日改定